

議案第101号

畜牛育成牧場管理及び使用条例中一部改正の件

畜牛育成牧場管理及び使用条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部を改正する条例

畜牛育成牧場管理及び使用条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 町営牧場で採草した牧草は、希望者に売却することができる。
- 3 売却する牧草の量、金額及び売却方法等については、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

町営牧場の牧草売払い開始に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料等) 第6条 一略一 <u>2 町営牧場で採草した牧草は、希望者に売却することができる。</u> <u>3 売却する牧草の量、金額及び売却方法等については、町長が別に定める。</u> 附 則 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(使用料) 第6条 一略一</p>